

日本スポーツマネジメント学会会則

平成 19 年 12 月 1 日制定

平成 22 年 10 月 31 日改定

平成 23 年 12 月 11 日改定

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は日本スポーツマネジメント学会(英文名称: Japanese Association for Sport Management)と称する。

(目的)

第 2 条 本会はスポーツマネジメントの研究を奨め、その発展普及を計ることを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は第 2 条の目的を達するため次の事業を行う。

1. セミナーおよび大会の開催
2. 機関誌その他の刊行物の発行
3. 共同調査研究
4. スポーツマネジメント教育の振興と研究の助成
5. 他学会・研究団体との連絡・提携
6. 海外学会との連絡・提携
7. その他前条の目的を達成するための事業

(所在地)

第 4 条 本会の住所は、東京都西東京市東伏見三丁目 4 番 1 号とする。

第 2 章 会員

(会員の種別)

第 5 条 本会の会員を次の 3 種とする。

1. 一般会員: スポーツマネジメントあるいはこれに関連のある諸科学の研究者・指導者等などの個人
2. 学生会員: スポーツマネジメントあるいはこれに関連のある学部・大学院に所属する学生
3. 法人会員: 本会の目的に賛同する団体で理事会により承認されたもの

(入会)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、一般会員の入会には、一般会員 2 名以上の推薦を受けて所定の入会申込書を会長宛に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

ただし設立の日より 1 年間は推薦は不要とし、理事会は前記期間を伸長することができ

る。

2. 学生会員の入会には、一般会員1名以上の推薦を要する。

ただし設立の日より1年間は推薦は不要とし、理事会は前記期間を伸長することができる。

3. 法人会員は本学会の趣旨に賛成し、本学会のために特別の援助を与える者の中より理事会が推薦する。

(入会手続)

第7条 入会を希望する者は所定の入会申込書を本学会事務局へ提出し、理事会の承認を経なければならない。

2. 入会承認通知を受けた者は、その年度の会費を納入した日(会費を口座振替で納入する会員については、口座振替申込書を学会事務局が受け取った日)から、会員としての資格を持つ。

(会員の権利)

第8条 一般会員は本会が開催する集會に招請され、機関誌の配布を受け、別に定める規程により本会発行の刊行物の誌上または本会が開催する集會においてその研究を発表することができる。また総会において議決権を1単位有する。

2. 学生会員は本会が開催する集會に招請され、別に定める規程により本会発行の刊行物の誌上または本会が開催する集會においてその研究を発表することができる。総会における議決権は持たない。

3. 法人会員については機関誌1部の配布を受けるとともに、所定の手続きを経て、会員団体に属する者5名までが集會に参加することができる。総会における議決権は持たない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員にして著しく学会の名誉を傷つけたときは理事会の決議により除名する。また、会員が2年以上会費の納入を怠った場合は会員資格が失効となる。

第3章 組織

(総会)

第10条 本会の重要事項について審議を行う最高機関として総会をおく。総会は毎年1回、会長の招集によって開催され、会長を議長とする。

(理事会)

第11条 本会の活動の執行機関として理事会をおく。理事会は会長の招集により随時開催される。

2. 理事会はその活動につき総会に報告を行わなければならない。ただし、この報告は会員に周知しうる他の方法によって代えることができる。

(特別委員会)

第 12 条 理事会は特に必要を認めた場合には、その議に基づき特別委員会を設け、一般会員および法人会員の団体に所属する者に委員を委嘱し、諮問を行うことができる。

(参与)

第 13 条 理事会は特に必要を認めた場合には、その議に基づき一般会員および法人会員の団体に所属する者を参与とし、諮問を行うことができる。

(総会の定足数)

第 14 条 総会は一般会員数の 5 分の 1 以上の出席により成立する。ただし、委任状によって表決権を行使したものは出席したものとみなす。

(理事会の定足数)

第 15 条 理事会は理事の半数以上の出席により成立する。ただし、委任状によって表決権を行使したものは出席したものとみなす。

(決議)

第 16 条 総会、理事会は特に定めるものを除き出席者の過半数の賛同によって決する。

(事務局)

第 17 条 本会の会務の執行を補佐するために事務局をおく。

第 4 章 役員

(定数)

第 18 条 本会に次の役員をおく。

- (1) 理事 若干名
- (2) 監事 2 名
2. 理事のうち 1 名を会長とする。

(役員を選出)

第 19 条 役員を選出と任期は以下による。

- (1) 会長の選出は理事の互選による。
- (2) 理事は、総会において一般会員のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、正会員以外の者を理事に選任することを妨げない。
- (3) 監事は総会において一般会員のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、正会員以外の者を監事に選任することを妨げない。

(役員任期)

- 第 20 条 役員の任期は就任後 3 年目の決算期に関する総会終結のときまでとし、再任を妨げない
2. 増員または補欠として選任された役員の任期は在任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

- 第 21 条 役員の仕事は以下のごとくである。
- (1) 会長は本会を代表し会務を統理する。
 - (2) 理事は理事会を組織し本会の経営に任ずる。
 - (3) 監事は会計を監査する。

第 5 章 会計

(収入)

- 第 22 条 本会の経費は会費及び寄付金その他の収入をもって支弁する。

(会計の期間)

- 第 23 条 本会の会計年度は毎年 4 月に始まり翌年 3 月に終わる。
2. ただし初年度については設立日に始まり翌年 3 月に終わる。

(会費)

- 第 24 条 会費は一般会員 1 0 0 0 0 円、学生会員のうち大学院に所属する者 5 0 0 0 円、学部
に所属する者 3 0 0 0 円、法人会員 1 0 0 0 0 0 円とし、原則として年度初めに納入
するものとする。
2. 年度の途中に入退会した会員についても、会費は年度を通じて在籍していた会員
と同額とする。

(予決算の作成と審議・報告)

- 第 25 条 理事会は予算を編成し総会の議を経ることを要する。理事会はまた前年度収支決算を
作り監事の承認を経て総会に報告する。

第 6 章 附則

(会則の変更)

- 第 26 条 本会則の変更は総会の議を経ることを要する。

(設立時の理事)

- 第 27 条 前条までの定めによらず、本会設立時の理事は以下とする。
- 小笠原 悦 子
原 田 宗 彦
武 藤 泰 明